

熊本県電気機械器具製造業最低工賃

熊本県電気機械器具製造業最低工賃が下記のとおり改正され、
令和8年8月28日から熊本県全域に適用されます。

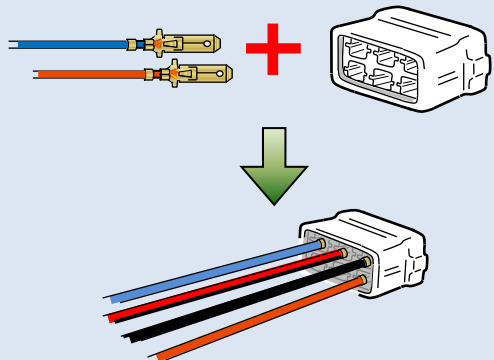
対象品目 ワイヤーハーネス

規 格 50cmを超え2m以下の電線について行うもの

対 象 業 務	内 容	金 額
カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう	1本につき 60 銭

効力発生日 令和8年8月28日

対象業務略図

カプラー差し		電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込む
--------	---	---------------------------

熊 本 労 働 局 労働基準部 賃 金 室
熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
TEL 096-355-3202

厚生労働省

熊本労働局